

野田市農業委員会総会会議録（第1回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和7年1月10日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所2階中会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1 番	川 辺 茂	2 番	山 田 賢 一
3 番	筑 井 正	4 番	齊 藤 和 夫
5 番	石 塚 正 夫	6 番	遠 藤 一 浩
7 番	吉 岡 清 美	8 番	荒 木 大 輔
9 番	染 谷 美佐夫	10 番	宇佐見 稔 久
11 番	後 藤 和 久	12 番	鳩 貝 直 子
13 番	藤 井 愛 子		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 軽微な農地改良の届出について

報告第6号 農地法第52条の規定による賃借料情報について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
主事補	上田 和充

議長 荒木委員 からは、遅参の連絡がありましたことをご報告いたします。

野田市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議長 ただいまから令和 7 年第 1 回野田市農業委員会総会を開会します。

(午後 1 時 30 分)

議事日程第 1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

10 番 宇佐見 稔久 委員

11 番 後藤 和久 委員を指名します。

本日の案件は、議案第 1 号から議案第 3 号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題としますが、野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、吉岡委員の退席を求めます。

—吉岡委員退席（会議室から退出）—

それでは、申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号 申請番号 1 番についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

申請地は、田 11 筆で 合計 18,006 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

染谷委員 今月は2班が担当で、1月7日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番、2番、3番、5番、議案第2号 申請番号1番については石塚委員、議案第1号 申請番号4番、6番、議案第2号 申請番号2番、3番、4番については後藤委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について石塚委員から報告をお願いします。

石塚委員 申請番号1番について報告します。

申請地は田11筆で、耕作されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。申請地は、畑2筆で合計2,835平方メートルとなっております。

権利の内容は賃貸借権設定です。

申請理由につきましては、譲受人から文部科学省委託事業において計画する農業体験の実践の場として、圃場を賃貸するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号2番について報告します。

申請地は畑2筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田現況畑1筆で、474平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号3番について報告します。

申請地は田現況畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田4筆で合計6,741平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、相続により田んぼを取得したが維持管理が困難なため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号4番について報告します。

申請地は田4筆で、肥培管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で、1,834平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、譲受人からの要望のため。

譲受人は、物流倉庫建設にあたり自宅と農地が買収されたことにより、代替地として近接する農地を取得するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号5番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で446平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作が困難なため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号6番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—吉岡委員復席—

筑井委員 すみません、吉岡委員は1号議案の1番の退席であって、そこで採決を取って、1号の2番から復席すれば良かったのではないのでしょうか。

議長・事務局 失礼しました、申し訳ありません。

次回よりその都度、採決を取るように修正します。

議長 次に移ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で545平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態の農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をガードパイプで囲う計画となっています。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から4番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で合計1,427平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック塀とフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は 畑1筆で376平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

4 ページから 5 ページをご覧ください。

申請地は、畑 18 筆 合計 16,299 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 4 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をコンクリートブロック及び単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、グループ企業相互間で余剰資金の融通に伴う金銭消費貸借契約書と残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 2 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 2 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」を、議題としますが野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、吉岡委員の退席を求めます。

—吉岡委員退席—

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

野田市長より令和 6 年 12 月 27 日付けで、令和 6 年度第 9 次農用地利用集積計画について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

7 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画で、先に吉岡委員の案件である 3 番だけのご説明になりますが、10 年の賃借権設定が 田 1 筆 958 平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号 3 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—吉岡委員、復席—

議長 続きまして議案第3号、1番、2番、4番、5番、6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 こちらは、畑5筆 合計6479平方メートルとなっております。
以上です。

これより議案第3号1番、2番、4番、5番、6番について採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 続けて、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 次に8ページから16ページをご覧ください。

目吹互助転作になりますが、1年の賃借権設定が、田207筆 合計443,039平方メートルとなっております。

次に17ページをご覧ください。

木野崎互助転作になりますが、1年の賃借権設定が、田19筆 合計35,515平方メートルとなっております。

次に18ページから27ページをご覧ください。船形互助転作になりますが、1年の賃借権設定が、田229筆 合計409,596平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号「目吹互助転作」、「木野崎互助転作」と「船形互助転作」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 続きまして、「小山互助転作」を議題としますが、先ほどと同様、野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、染谷委員の退席を求めます。

—染谷委員退席—

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 次に 28 ページから 33 ページをご覧ください。

小山互助転作になりますが、1 年の賃借権設定が、畑 32 筆、田 83 筆 合計 115 筆 213,525 平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号「小山互助転作」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—染谷委員復席—

議長 それでは、報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 6 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号から報告第 6 号についてご説明いたします。

報告事項の 1 ページから 8 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の権利移動の届出は、14 件受理しておりま

す。

次に 9 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3 件受理しております。

次に 10 ページから 14 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、17 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 15 ページから 17 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、1 件提出がありました。

次に 18 ページをご覧ください。

報告第 5 号 軽微な農地改良の届出について、1 件提出がありました。

次に 19 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農地法第 52 条の規定による賃借料情報について、令和 6 年の賃借料として 20 ページのとおりとりまとめましたので報告します。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 2 時 00 分)